April 30, 2020



**取締役会、及び株主総会のバーチャル会議が有効へ**

**（タイ）**

2020年4月19日に出版されたタイの官報[[1]](#footnote-1)に、即日有効の「Royal Decree governing teleconferences via electronic means B.E. 2563 (A.D. 2020)」（以降、「同法」）が掲載されました。同法により、電子機器を通じて開催したバーチャルな会議は、実開催されなかったことを根拠に無効にはならないことになりました。つまり、同法により、今後、タイ法人の取締役会、及び株主総会は、一定の「場」を設けないで、参加者が世界のどこにいようと有効に開催することが可能となりました。同法の要点は以下の通りになります。

**適用範囲**

同法は、法律上開催が求められる各種会議に適用されます。ただし、以下の会議（以降、「ネガティブリスト」）には適用されず依然としてバーチャル会議は認められません。

* 国会議員間の会議
* 判決または裁判所命令の形成に伴う会議
* 政府機関等による調達手続方法に規定されている会議
* その他省令が指定する会議

**定義**

同法は、「電子的な方法による会議」（以降、「バーチャル会議」）を「諸参加者の同一の場所に居ることが求められず、電子的な方法で諸参加者間で意見、及び意思表示の交換が電子的に可能な、電子的な方法による法律上求められる会議」と定義しています。また、「会議参加者」の定義には、議長、取締役、秘書、取締役会に説明または意見を提供する者等が含まれています。

**取締役会、及び株主総会も適用範囲内か**

同法の補足文に、同法はCOVID-19およびそれより発生した社会的距離の確保(Social Distancing)の必要性から生じたと記されています。また、旧法[[2]](#footnote-2)の制限的な要件により、株主総会を無期限に延長せざるを得ない会社が多数あることが問題となっていることも確認しています。当該補足文、会議参加者の定義、及びネガティブリストに会社法人の株主総会、及び取締役会が含まれていないことから公開有限会社および非公開有限会社の取締役会、及び株主総会にも同法は適用され、有効にバーチャル会議を開催できるものだと十分考えられます。

**全員がタイ国外でも認められるか**

同法の本文においては会議参加者の所在地について特筆されておらず、旧法[[3]](#footnote-3)にあったように会議参加者の一定人数がタイ国内に滞在することも求めておりません。又、同法の補足文には、旧法の要件（一定人数がタイ国内にいること等）は現状に適しておらず、関連技術も進化していることを確認しています。上記から、会議参加者は、一人もタイ国内にいる必要はないと十分考えられます。

**要件**

有効・適格なバーチャル会議の開催を成立させるための要件は以下の通りになります。

1. 会議の開催前に、電子的な方法を通じ会議参加者の身分を確認すること。
2. 会議参加者は、それが開示投票または秘密投票であるに関わらず、全員投票できること。
3. 会議の議事録を作成すること。
4. 秘密会議を除き、会議の終始、全会議参加者の音声または音声及び動画の記録を電子フォーマットで記録すること。
5. 会議参加者全員のネットワークトラフィックデータ(Network Traffic Data)を保存すること。
6. 電子経済及び社会省が規定するセキュリティー水準を満たすこと。同水準は近日中に官報を通じ発表されます。発表前に開催する会議については、既存の関連告知[[4]](#footnote-4)の規定を満たせば良いと規定されています。

**開催の事前通知**

同法上、バーチャル会議への招待状（通知）および関係書類（例：監査済財務諸表）の関係者への配布は、今後e-メールによる送信が認められます。実開催時のように、書き留め(Registered Mail)で招待状を関係者に送る必要はありません。ただし、招待状および関係書類をペーパーまたはデータ形式で保存する必要があります。

NNP Advisory Ltd.

[mits@nnp-group.com](mailto:mits@nnp-group.com)

1. Government Gazette, Volume 137, Legislation Issue, Part 30 Kor, Page 20-23 (April 19, 2020) [↑](#footnote-ref-1)
2. 旧法：The announcement of the National Council for Peace and Order No. 74/2557: Re. Meeting via electronic means (June 27, 2014) [↑](#footnote-ref-2)
3. 旧法：The announcement of the National Council for Peace and Orfer No. 74/2557: Re. Meeting via electronic means (Dated June 27, 2014) [↑](#footnote-ref-3)
4. Notification of the Ministry of Communication and Information Technology R.e. Security Policy and Standards of Conference Meeting Through Electronic Devices B.E. 2557 (2014)（詳細につきましては[同省発行のタイ語小冊子の付録 กを参照](https://www.mdes.go.th/storage/contents/file/IDB6U40FRvdkrUOWD7APGbtj6Mg4XPPMkuwnCfl1.pdf)。） [↑](#footnote-ref-4)